

住民参加型 移動・外出支援 立ち上げガイドブック



大和郡山市 福祉部 地域包括ケア推進課
社会福祉法人 大和郡山市社会福祉協議会

【2022年9月作成】



1. 移動支援・外出支援のニーズが高い背景

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、通院や買い物などに伴う「移動・外出」が欠かせません。しかし、様々な要因により「移動・外出」が困難な高齢者は増加し、「移動・外出」のニーズは年々高まっています。



- ✓ 生活スタイルや家族構成の変化により、高齢者のひとり・ふたり暮らし世帯が増加
- ✓ 高齢化に伴う身体的機能の低下、免許返納などにより移動困難となる人の増加
- ✓ 鉄道やバス路線の縮小、タクシー運転手等の人材不足などによる公共交通の減便
- ✓ 商店の大型化による、近隣の小規模店舗の減少
- ✓ コロナ禍、高齢に伴う外出機会の減少などによる閉じこもりの増加

2. なぜ住民参加型の移動支援が必要？

移動支援は、住民参加型では難しい、行政が考えることと捉えられがちですが、地域の問題を住民みんなで考えることで、地域への関心や助け合いの意識を育むことができます。利用者にとっては身近にいる人が寄り添ってくれる安心感があり、担い手は頼りにされていると実感することができます。地域の課題解決に多くの人が主体的に参加し、担い手が元気になる地域活性化にもつながります。

また、住民参加型の活動は、身近な地域で、住民のニーズに直結して取り組み、必要に応じて柔軟に変化していけるという利点があります。



< 住民参加型で行う効果 >

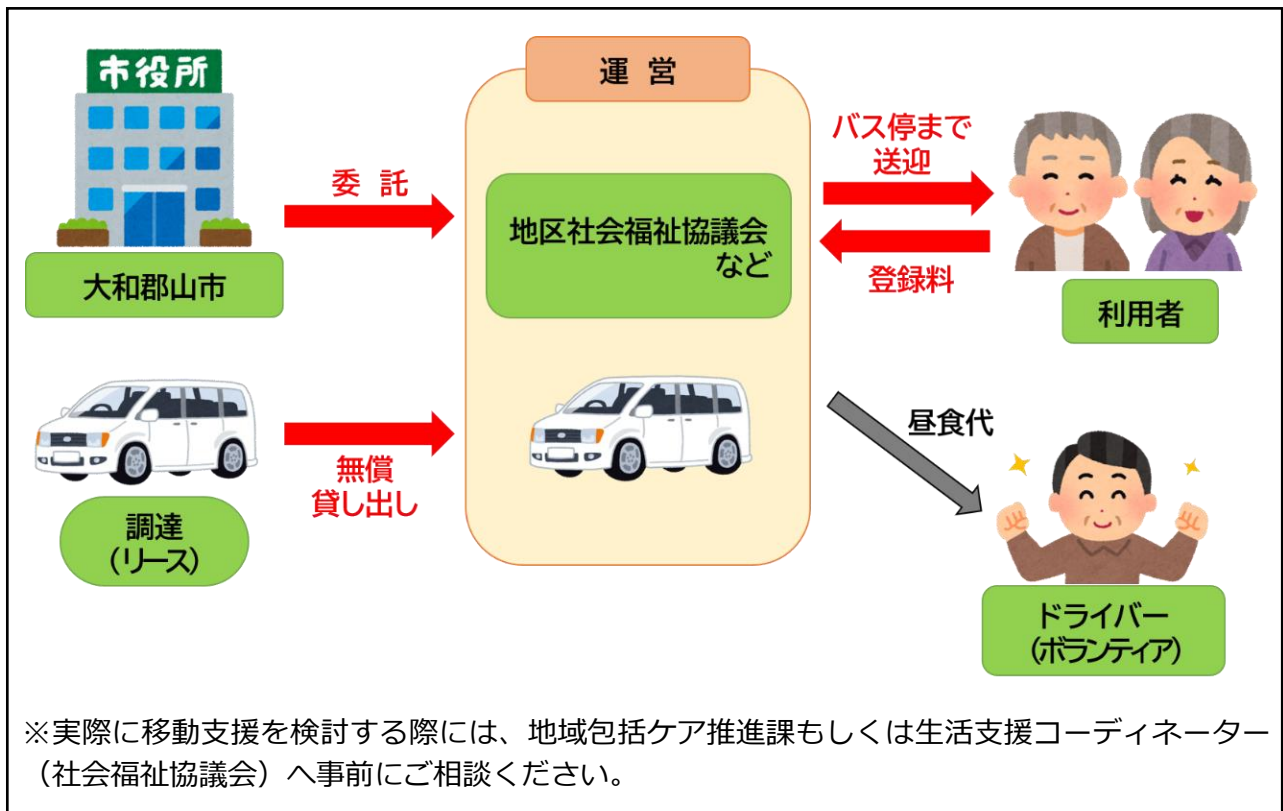
- ★ 社会参加による介護予防・閉じこもりの防止
- ★ 社会・地域とのつながりの維持・回復（乗車中などでのコミュニケーション）
- ★ 生活全般の課題発見のきっかけ（他のサービスや専門職へのつなぎ）
- ★ 担い手も元気に（活躍の場、担い手も元気になる）
- ★ 地域活性化（まちに人が出てきて交流する、コミュニティづくり）

3. 大和郡山市高齢者移動支援事業

大和郡山市では、高齢者の移動手段の確保と社会参加による閉じこもりを防止するため、外出の際に支援を必要とする高齢者の支援として、地域の特性や高齢者のニーズに応じて、地域住民の支え合いによる協働事業を行っています。

通常、道路運送法では有償で運送をする場合は許可・登録が必要となりますが、「大和郡山市高齢者移動支援事業」は、大和郡山市の事業として、市が車両を確保し、利用者の負担がゼロとなるよう、ガソリン代等の必要経費も合わせて委託しているため、「許可・登録を要しない輸送」の方法として、地域での取り組みを支援することができます。

許可・登録を要しない輸送は、自家用車（白ナンバー）を使うことができ、第1種免許で運転可能であるというメリットがあり、地域で運行しやすくなっています。



4. 移動支援事業を立ち上げる前に

1. 幅広い関係者に参加意識をもってもらおう

地域で取り組む際には、自治会や老人会など、幅広い関係者に理解・参加意識をもってもらうことが大切です。利用する人、活動を担う人、活動を支援する人が活動の必要性や目的を共有していないと、ちょっとしたことで活動が揺らぎ、維持・継続が難しくなります。



2. 軸足はいつも生活課題・ニーズに置く

一部の人の思いだけで始めてしまうと、せっかく立ち上げても利用されないものになってしまいます。移動・外出に困っている人の生活実態や課題・ニーズを把握して発信していくことは、利用する人、応援する人を増やすうえでも大変重要なことです。

3. 活動内容は柔軟に

始めから対象者やサービス内容を広げ過ぎると運営に無理が生じることがあります。逆に絞り過ぎると、潜在的な移動のニーズに応えられない場合があります。活動を始める際には、無理せず出来ることから始め、あとは活動しながら考えていくと良いでしょう。

4. 話し合いの場をつくる

活動を始める時だけでなく、壁にぶつかった時など、どんな時でもみんなで分かち合い、話し合うことが大切です。できない理由やリスクばかりを考えず、前向きに「とりあえずやってみる」精神も大切です。



5. 運行する上での注意事項

道路運送法では、車両を使って有償で旅客を輸送する事業を行う場合は有償の運送事業として、国土交通大臣の登録または許可が必要となります。また、公共交通と住民参加型の移動支援の関係性も意識することが大切です。

1. 利用料やボランティアへの報酬の取り扱い

利用者から「運送の対価」として金銭を徴収すると、道路運送上の許可や登録が必要となります。また、運転者に報酬を支払うことも同様の問題が発生しますので、注意が必要です。ただし、以下の場合は認められます。

- ・換金性が低い物での謝礼（自宅でとれた野菜、地域通貨など）
- ・ガソリン代や駐車料金、高速料金などの実費
- ・好意に対する「任意の謝礼」（事前に決まった金額などが例示されていないこと）



2. 公共交通機関などとの調整

住民参加型の移動支援は、公共交通の不足を補うものであり、全て代替できるものではありません。住民が公共交通を利用しなくなれば、いずれ公共交通の路線縮小・減便につながりかねません。地域の移動・外出を支える交通手段との共存を図れるよう調整することも大切です。

3. 安心して運行するためのリスクマネジメント

移動・外出支援を始めるうえで、一番心配なことは「事故やけがなどがあったらどうしよう？」でしょう。それは、運転する側も利用する側も同じです。万が一に備えての仕組みや保険など考えましょう。

① 申込書や同意書などによる合意

地域住民の助け合い活動の一環として移動支援を行っていることを十分に説明したうえで、移送中の事故や損害について責任を負わないことに同意してもらうようにしましょう。法的な効力はありませんが、同意書を作成し、記名・押印をしていただくと、お互いの安心にもつながります。



② 保険で万が一に備える

市より提供する車両は自動車保険に加入していますが、それ以外にも下記の保険に加入することをお勧めしています。

○ボランティア活動保険

ボランティア活動中の事故によるケガや損害賠償責任を補償します。

○送迎サービス総合補償

移送・送迎サービス中の、交通事故などによる利用者のケガ（Aプラン）、自動車に搭乗している利用者・運転者などのケガ（Bプラン）の事故を補償します。

※詳しくは、大和郡山市社会福祉協議会に相談、またはホームページ（ふくしの保険）をご覧ください。

③ 運行エリアを決めて実施

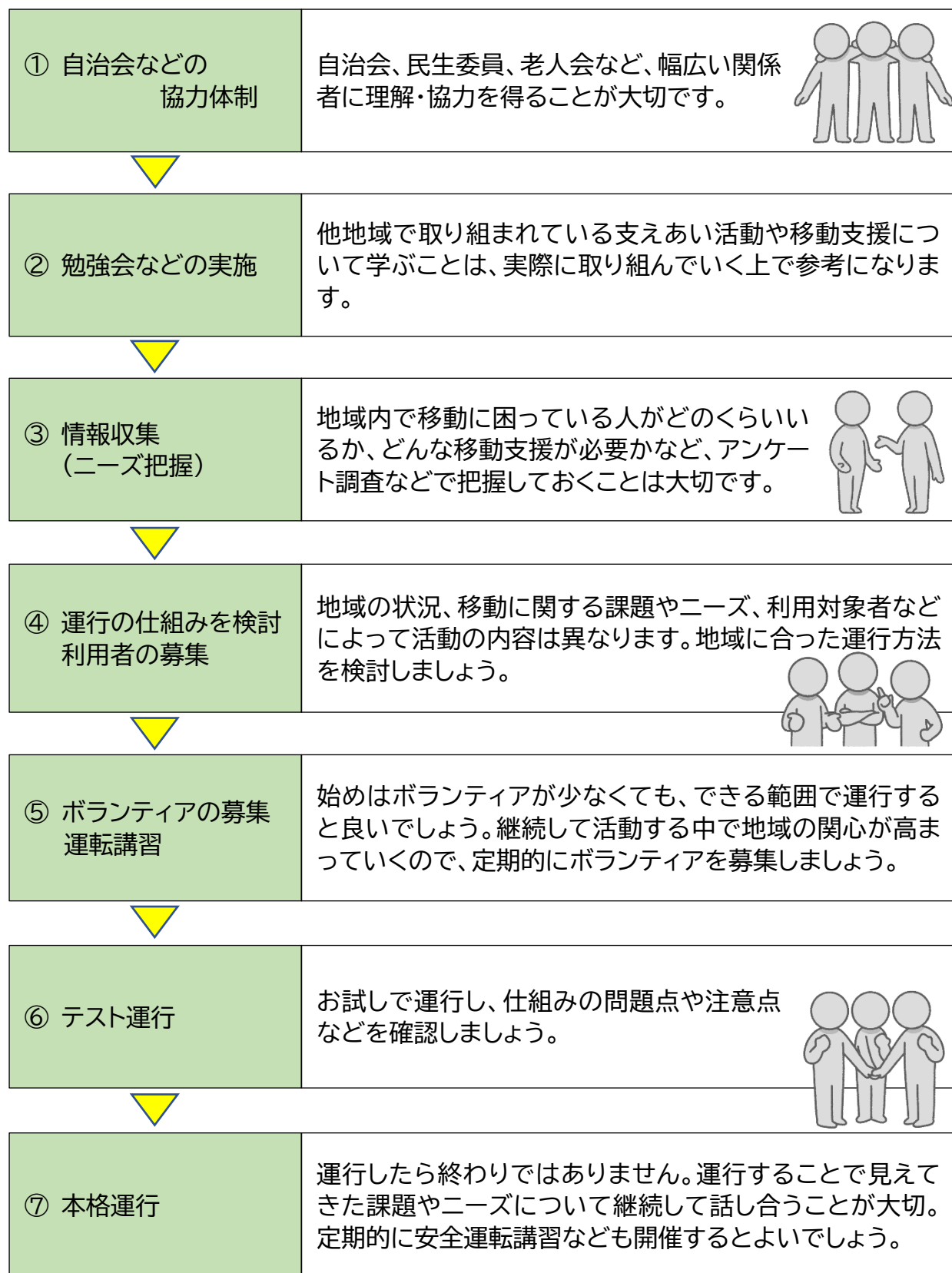
日常生活の範囲を踏まえて目的地や運行ルート・エリアを決めることで、事故のリスクを軽減することができます。

④ 運転講習などの受講

大和郡山市では、運転ボランティアとして活動する際には「福祉有償運送運転者講習」に受講するよう勧めています。それ以外に、運営団体内で安全運転講習を定期的に行うなど、安全運転に心掛けるようにすると良いでしょう。講習などの相談は、大和郡山市または社会福祉協議会にご相談ください。



7. 立ち上げのプロセス



実際に取り組まれた事例を整理したプロセスですので、地域の状況などによって異なります。運行開始までのスケジュールをたててメンバーで共有しておきましょう。

8. 取組事例（矢田おでかけGO 矢田地区社協）

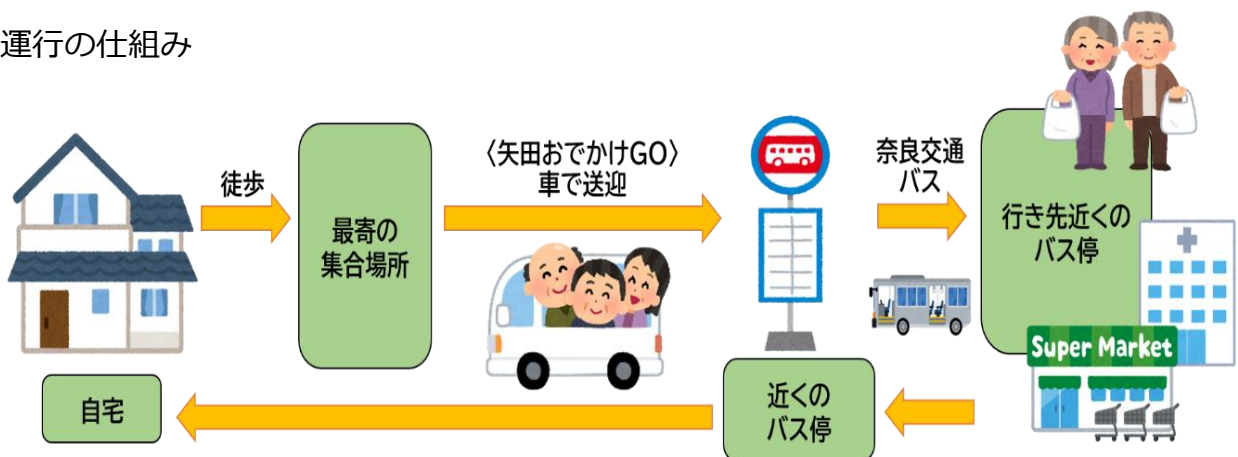
□ 地域の状況・課題

- 矢田地区は矢田丘陵に沿って新興住宅地が広がっており、高齢化が進んでいる地域（高齢化率 40.41%・令和4年8月末現在）。大通りに路線バスが通っているが、バス停まで遠く、バス停からの帰り道が上り坂となっているため、外出が困難となっている高齢者が増加していた。
- 令和元年に開催した「矢田地区懇談会」でも、高齢者の移動支援が課題に挙がっており、移動支援委員会を設置して検討していくことになった。

□ 立ち上げのプロセス

令和元年 1 1月	矢田地区社協・地区懇談会を開催する →「高齢者の移動支援」が地域課題として挙がる
令和2年 3月	矢田地区社協に移動支援委員会を設置し、検討を開始する
令和2年 10月	高齢者対象の移動支援アンケートを実施（回答者数 298人）
令和3年 1月	モデルとして城ヶ丘自治会での実施に向けて、ワーキング会議を設置し、検討を開始する（毎月1～2回程度）
令和3年 3月	福祉有償運送運転者講習（市主催）を実施→受講者8人
4月	運転ボランティア説明会（ボランティア登録者10名） ※定期的にボランティアを募集、ボランティアの増員を図る
8月	出発式・利用者21人で運行開始

□ 運行の仕組み



運行形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 城ヶ丘ルート：毎週火・水・金曜日 往復便1回を運行 ● 北矢田・横山ルート：毎週月曜日 往復便1回を運行
利用登録者	<ul style="list-style-type: none"> ● 27人（令和4年8月末現在） ● 初回到登録料として1,000円を徴収、利用料は無料

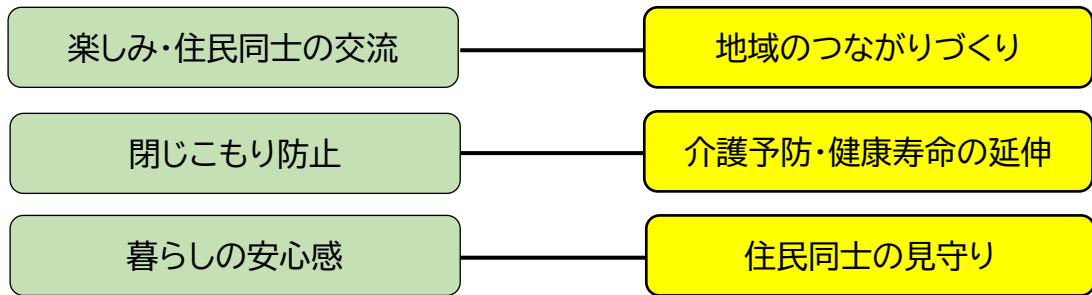
<p>運転ボランティア</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 12人（令和4年8月末現在）少しずつ増加。 • 昼食代等の実費として、1回1,000円を支払う • 定例会を3ヶ月に1回開催し、運行確認や問題点などについて話し合いを行う
-----------------	---

□ 運行の効果

<利用者の声>



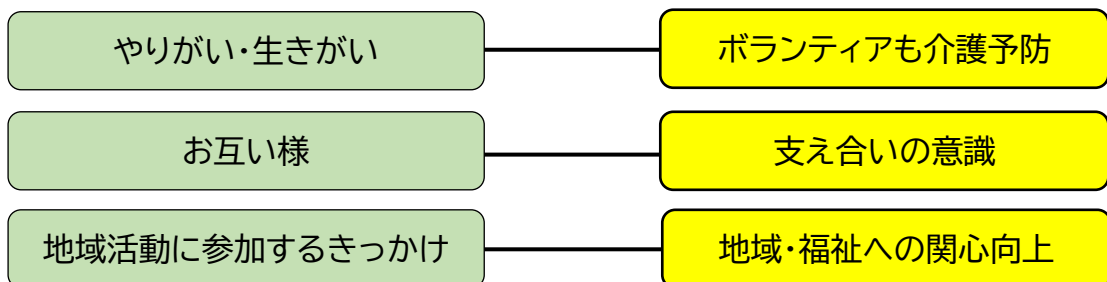
- 車の中のおしゃべりや買い物が楽しい
- ひとり暮らしだと話す相手がないから、話ができ楽しい。
- 助かっている。億劫だった外出もできるようになった
- 地域の人が気遣ってくれるのが安心につながっている
- 自治会内に住んでいる友人に久しぶりに会えた。



<運転ボランティアの声>



- 地域の役に立つことができ、やりがいがあった
- とにかく、地域の人と話をすることが楽しい。知り合いが増えた。
- 将来、自分もお世話になるので、今できることをやろうと思った。
- しばらく利用がなかったら、どうしているか心配になる。
- これをきっかけに地域の活動に参加するようになった。



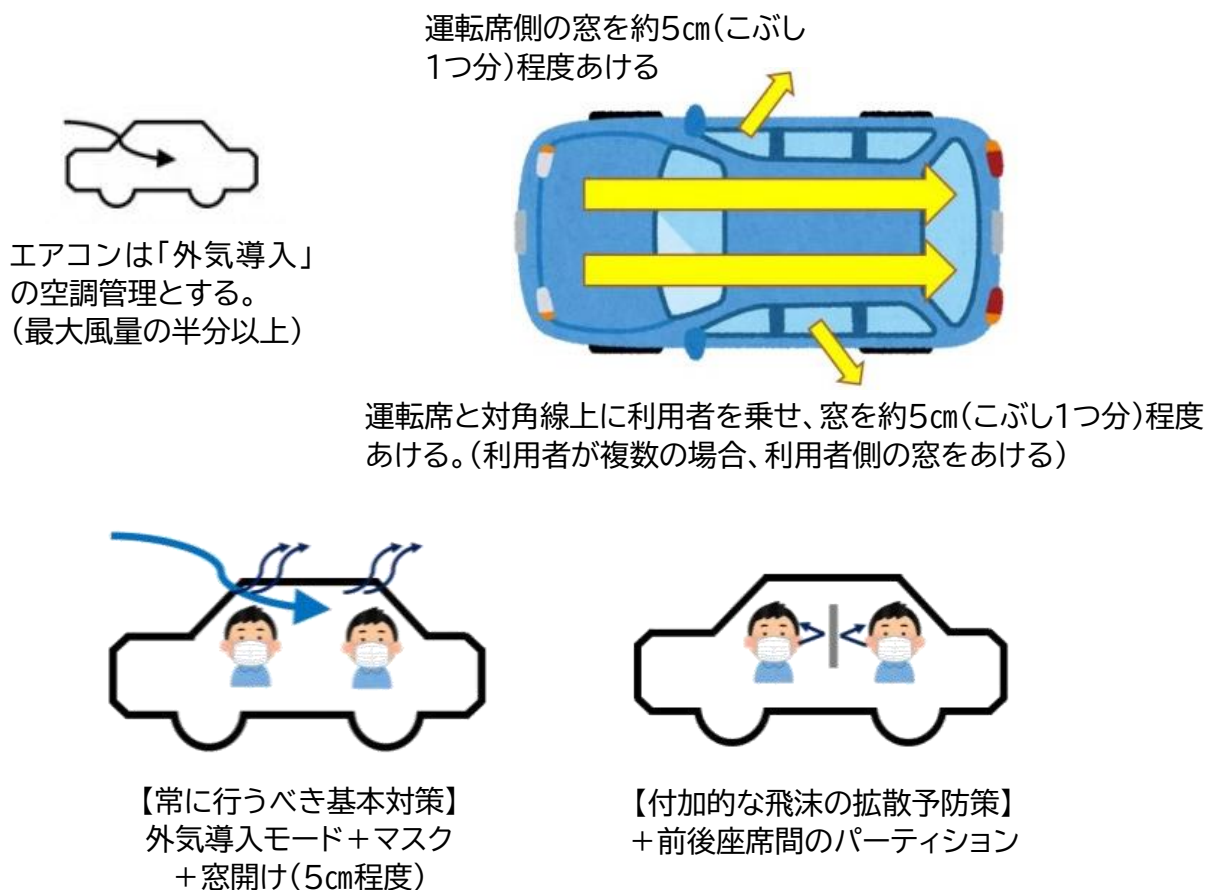
□ 現在の課題、今後の展開

- 現在は一部の自治会で運行しているが、将来は矢田地区全域へ拡大したいと考えている。そのためには、運行区域の自治会や民生・児童委員、老人会など、地域住民の理解と中心となって検討するワーキング会議の設置が重要。
- 継続的に運転ボランティアを確保する必要があるため、運転ボランティアが安心して活動できるよう、負担にならないような人員の確保、リスクマネジメントが重要。
- 一部の人だけががんばる事業では継続しない。利用者も含めて、ボランティア、地区社協がお互いの役割を理解しあって、連携・協力することが、継続して運行することには不可欠。

【参考】コロナ禍での外出・移動支援について

<換気について>

1. エアコンは「外気導入」の空調管理とする。
2. 運転席側の窓を含めた利用者側の窓を開けることで車内換気を行う。
運転手側の窓と、利用者側の窓を約5cm（こぶし1つ分）程度開けることで、走行中に運転席及び利用者の近くの窓から車内の空気が車外に排出されることが期待できる。
3. 乗用車タイプの場合、利用者が1名なら運転手から離れた後部座席（助手席後方の座席、3列シートの場合は最後尾）に座る。助手席の利用については可能な範囲で避ける。



<感染防御について>

1. 運転手は必ずマスクを着用し、運転前と運転後にはアルコールで手指消毒する。
2. 利用者はできるだけマスクを着用する。利用者がマスクを着用できない場合には、運転手はマスクに加えて目の防御具（アイガード/フェイスガード）を装着する。
3. 利用者がマスクを着用できない状況を想定して、あらかじめ運転席と後部座席の間にパーティションを設置し、飛沫感染を防止するよう努める。

<車内・車外の消毒について>

1. 移送終了後は、すべての窓を大きく開けて5～10分間程度換気した後、車内の消毒を行う。
2. 車内の座席、窓、ドアノブ、手すり、防護スクリーンなど、利用者が頻繁に触れる箇所については、手袋とマスクを着用した上で、利用者を搬送する毎に消毒を行う。

「移動支援における新型コロナウイルス感染症対策カード」

(奈良県福祉医療部医療・介護保険局 地域包括ケア推進室) より抜粋